

マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質

前 田 成 文

Familial forms of the Jakun (Orang Hulu) in Malaya

by

Narifumi MAEDA

は じ め に

家族は、結婚という制度によって形づくられる一定の集団であって、その成員は、経済的・法的・情緒的な紐帯によって結びつけられている。¹⁾ 親族組織が、生物学的な系統（真の、あるいは仮定の）と性的交渉との両者あるいはどちらか一方を問題とするのに対し、家族は生物学的関係と同時に性的交渉との二つによってメンバーシップが決められる、という Levy の簡潔な定義²⁾ は、生物学的な関係を正面から取り上げすぎていて、分析概念としては役に立つことが少ないように思われる。親族組織は一つの概念形態であって、生物学的関係は往々にして無視されるという事実のほうは、生物学的事実よりはるかに重要なのである。さらに、Levy は、家族を、家族のメンバー自身からも社会の一般成員からも等しく（ある一般的な目的のために）一つの単位として取り扱われる最小の親族組織として見る。この場合、家族成員は自分達を一つの家族だとしても、社会の一部のものがそれを認めないこともあり得るであろうし、逆の場合も想定され得る。どれを家族とし、どれを家族としないかは、調査者にとっても常に問題となる。このような、家族とは何か、親族組織と家族とのかかわりあい、あるいは全体社会と家族との連関という問題に立ち入る前に、いちおう working definition として、冒頭に掲げた家族の概念を手がかりにして、家族の量的側面——家族形態を問題にしたい。

家族の形態は、ある社会の理念としての形態と、「個々に異なる生活条件によって個別的に規定された形態」あるいは「家族の周期的変化にともなって経過的に現われる形態」との両者

1) Claude Lévi-Strauss, "The Family," in H.L. Schapiro (ed.), *Man, Culture and Society*. Oxford Univ. Press, 1956.

2) Marion J. Levy, Jr., *Modernization and the Structure of Societies*. Princeton Univ. Press, 1966, p.381. また Ansley J. Coale, Lloyd A. Fallers, Marion J. Levy, Jr., David M. Schneider and Silvan S. Tomkins, *Aspects of the Analysis of Family Structure*. Princeton Univ. Press, 1965.

が厳密に区別されねばならないが、本稿での問題は、両者のくい違いがどのような形でわれわれの対象とする社会の中に現われているかということである。もっぱら分析の焦点は、家族成員の量的・質的構成の相違の追跡ということになる。

本稿のデータは、1966年8月より1967年4月までの間に、マレー半島東海岸の Endau (エンダウ)川流域の原マレー人の部落に定着して得られたものの一部である。³⁾ データ収集のためのインタビューは、夫婦を単位として、できるだけ夫婦一緒に聴取するようにした。⁴⁾ 2組以上の夫婦が共同世帯を営んでいることは、彼らにとっては考えられないことであるので、夫婦を調査の単位とすることにはさし障りがない。しかし、単身生活者、あるいは欠損家庭などをいかに取り扱うかということは、しばしば疑問の生じる点である。調査者の判断より、彼ら自身の判断によってだいたい決め、生計を自分の手で獲得して、家計を他人に頼っていないかどうかという観察によって、最終的な判断を下すことにした。同様に家族の一員であるかないかということも、夫婦や本人の意見あるいは他人の意見を総合して決定することにした。居住に関しては、定期的な労作業のため部落を短期間離れている場合、部落に帰ってきたときに、どの家に住むか、あるいはどの家に家具を残していつているかによって、その所属を決めた。

量的構成という一見客観的なものを対象とするわけであるが、分析の出発点となっているのは、常に住民の意識的なカテゴリーであることは当然であろう。

I 建物の構造

オラン・フル (Orang Hulu) の家は極めて簡単な作りである。間取りから言えば、普通広間と台所にあたるもの（いわゆるかまどのある所）とが仕切りされているだけの長方形の小屋にすぎない。この仕切りも板の壁と戸のついているものから、床の高さを違わせただけのものあるいは仕切りらしい仕切りのないものまで様々である。これより大きい家は、寝室やポーチを備えている。⁵⁾ 広間と台所だけの家は53軒の内 56.6%を占め、寝室をプラスした家は 26.4%し

3) この現地調査は、東南アジア研究センターのマレーシア・インドネシア地域研究計画の一環として行なわれたものである。調査地の概況および親族名称に関して、すでに「マレー半島におけるジャクンの親族名称」『東南アジア研究』第4巻第5号(1967), pp. 834~853 として発表してあるので、参照されたい。本稿は、修士論文“A Structural Analysis of Cognatic Society: An Orang Hulu Case”の第1章第F節 Household Groups をもとにして書かれたものであるが、論文執筆に際しては竜谷大学文学部口羽益生助教授、京都大学東南アジア研究センター助手坪内良博氏から種々の貴重な助言を戴き、論文審査にあたっては京都大学文学部池田義祐教授、織田武雄教授、中久郎助教授から適切な御批判を戴いた。記して感謝する次第である。ただこうした助言・批判を十分生かすことのできなかったのは、筆者の怠慢によるものである。

4) ことばは、彼らの方言ないしはマレー語を使用し、通訳は使わなかった。

5) 19世紀の中頃エンダウ川を通った Logan によれば、「若木の柱の上に、ただ一つの小さな部屋があり、床は小さな棒を不規則に並べたもので、時々子供が落ちてしまうほどすき間がある。…壁は樹皮(kippong)、屋根は sirdang か pallas の葉、床は5~9フィート。より大きな構えの家も時々あって、(それらには)大きなホール、一段高くなった部屋、かまどを各々備えた二つの (large narrow) 区画、什器、屋根のない縁先がある。」J.R. Logan, “The Orang Binua of Johore,” *Jour. of the Indian Archipelago and Eastern Asia*, Vol. 1 (1847), p. 253.



写真1 6m²余りの最も小さい家。にわとりが入らぬように、戸を横にして置いてある。



写真2 やや大きな家。戸口も二つあり、床・壁とも板を使っている。

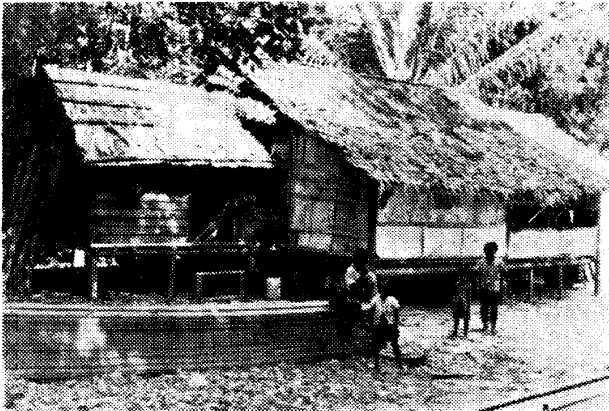


写真3 ジョラッ部落のパティンの家。壁は板、トタンなどの寄せ集め。左の部分は台所。もっとも大きい家の一つである。

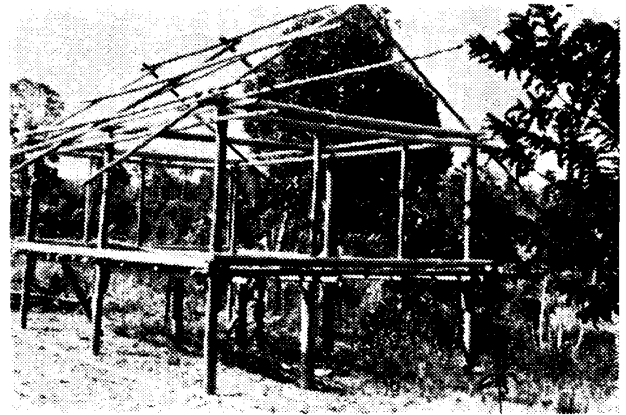


写真4 骨組みだけを作り上げたところ。



写真5 筏家屋の一例。右にある籐のたばは、彼らの現金収入の源である。



写真6 写真5よりは大きな筏家屋の例。6人の大人と4人の子供が住んでいる。



写真7 陸稲かり入れのための出小屋(Denai)。



写真8 籐伐採のための仕事小屋(Jorak)。

かない。台所の仕切りのない家が17%ほどある。寝室のあるなしにかかわらず、雑魚寝をすることが多く、時には幾組かの家族が一つの部屋で寝ることもある。家の広さは、6~60m²である。

床は普通地上から1 m前後の高さにあり、板を敷くか、木または竹を割って並べたり、樹皮を張ったりしてある。板はたいへん高価なもので、他の材料よりはるかに心地が良く耐久性があるのでたっとばれる。約43.4%の家で何らかの部分に板が使用されている。ただしこれらの内、1枚いくらか買ったものは少なく、たいていは材木業者の下で働いて得たものか、その流用である。

家の上にあがるはしごあるいは入口は、普通2カ所ある(73.6%)。広間(居間)に上がっていく所と、台所へ上がっていく所とである。一つだけしか戸がない例や、三つ以上の戸があるのは稀である。壁にも窓がないことが多く(43.4%), あってもごく幼稚な覗窓のようなものである。壁の材料に板を使うのは、床に板を使うよりもずっと稀で、わずか17%の家で板が使われているにすぎない。樹皮を剥いで乾燥させたものが、強くて良いが、*payong* (traveller's palm) の葉を重ねたり、*hatap* (椰子の葉を組み合わせる屋根の材料としたもの) を使ったりする家もある(約19%)。屋根は、ほとんど全部が *hatap* 葺きである。トタンを使用しているのは、政府の建てた建物だけである。⁶⁾ もちろん、切妻屋根である。

板を使おうと思わない限り、釘・ちょうつがいなどを買う以外には、すべて森林資源を利用して家を簡単に建てられるわけである。最上流にある Peta 部落では、*kapor* (樟脳の木で樹皮を床板に使う)、*sabon* (やしの一種でその葉を屋根材とする)、*kepong* (樹皮を壁材にする) などを中心として、ほとんど彼ら自身が森林から得てきたものだけで家を建てており、しかももっとも住みよい家を建てている。⁷⁾

材料をジャングルから伐り出し、乾燥させたり加工したりするために、2~3カ月から半月

6) 薬品置場 (clinic post) と、調査期間中に新築された学校の建物。

7) Peta 部落は、地理的にも諸物質を頻繁に町から運ぶのに不便な所に位置して、町との接触も少ない。

ぐらいかけて、ゆっくりと建てる。一度建てると5～6年は主要部分がそのまま使え、葉などを使用している部分を取りかえればよい。材料集め、建築は単独で行ない、家を建てるための協同作業は通常見られない。

彼らは土地の上ばかりでなく、川の上にも丸太を組んでその上に家を造る。これは移動して行くのに便利なので、材木伐り出し作業に従事しているものなどが使用している。19世紀20世紀初めの文献には、この筏家屋の記述が見あたらないから、近來の工夫であろう。上流の2部落では、川の水量が豊富でないこともあって筏家屋を使用する者はいない。最近では、材木伐採に従事しなくなったり、政府の衛生上の指導もあって、筏家屋を捨てて陸上の家に移る傾向にある。⁹⁾ 筏家屋の広さはたいてい16m²くらいである。

家屋の物理的形狀の概略はだいたい以上のごとくである。⁹⁾ 次にこの家屋空間を基盤にして生活を営む人間のグルーピングを考察してみたい。

II 家族構成の概観

オラン・フルの社会で、最小のそして最も基本的な単位は、核家族である。これを se-kelamin と称する。kelamin は、「対」‘pair’ を意味する マレー語で、se- は「一つの」を表わす接頭辞（数詞）である。従って、ことばそのものは「夫婦」という意味である。しかし拡大されて、子供をも含めた夫婦の作る家族を指す。¹⁰⁾ その上に、現在家計を一緒にしているものの集団という意味が加わる。独立の生計を営んでいるものは、単身生活者でも、se-kelamin と称され、欠損家族もその範疇に入る。マレー語では、他にいろいろと家族集団を指す語があるが、オラン・フルの社会では kelamin という語しか用いられず、その他のことばは知られていない。

普通、夫婦と子供とからなるクラミンが、1軒の家に住む。原則として一夫一妻¹¹⁾であって、結婚後しばらくして夫が家を建てる。この独立前の期間は、妻の両親の家、夫の両親の家、夫婦どちらかのオジ・オバの家、きょうだい・イトコの家などに住むので、推移的な家族形態として、2組の夫婦によって住まれる家屋がでてくるわけである。夫の経済力あるいは労働力（労働意欲）が乏しい時には、家を建てるまでの期間が長びく。理想的には、1年妻方の家に

8) 政府(原住民局, Jabatan Orang Asli) は、従来の移動生活をできるだけ定着させる方針であるので、簡単に部落から部落へ移れる筏家屋は都合が悪いわけである。その上、衛生上の指導からも、汚物を捨てる川から飲水を得る生活より、陸上で井戸を掘って飲水を得る生活のほうが良いことを強調する。

9) 基本的な形状のみを述べたが、Peta 上流の筏伐り出しのための作業所は、四つの並列する部屋からなり、前が開け放しの長屋形式であった。また、米や果樹の収穫期に作られる出小屋は、米つき場所となる縁台と、米部屋、台所、居間が備わっていて、本家よりも大きいことがある。(写真参照)

10) マレー語でも anak bini などという核家族の一部の構成員のタームを重ねることによって、家族という意味を持たせることがある。オラン・フルでの kelamin の用法もこれに似ているといえる。夫婦のみを指す時は, laki bini という複合語が使われる。

11) 複数婚は禁止されていない。Denai 部落の部落長は2人の妻を同時に有しているが、この例だけがエンダウで見られるものである。

1年夫方の家に住んでから、独立した家に移り住むのが昔からの慣習であるといわれる。この1年という期間は、現在ではほとんど無視されがちで、夫の仕事の都合で、最初の形式的な妻方居住さえ済ませれば、どこにでも行くことが許容される。¹²⁾

家を持たないものは、当然他人の家に厄介になるわけである。このような一時的寄寓者 (numpang) は、経済的には完全に独立している。numpang の原義は、「便乗する」ということで、寄寓者の場合には、他人が建てた家に一時的に住まわせてもらうという感じである。ごく短期間の訪問の場合は、宿主がいっさいの世話をみることが期待される。オラン・フルの間では、物をねだったり、やったりするのに特別の対価物をその場で考慮することはないが、いつかはこちらが「お返し」できるということを前提としている。家に泊まりたいと言うのを断わるのは、正当な理由がない限りできないことであるが、泊まる側でも十分相手のほうを考慮する。自分の部落に来た時には相手が必ず自分の家に泊まるとか、このあいだ芋をやったとかの理由が、当然泊まる権利を持っているのだという顔をして寄留する態度の背後にある。もちろん、核親族¹³⁾ないしは親族の関係にある家が選ばれることが多い。しかし、核親族・親族ならだれでも良いというわけではなく、何らかの相互的扶与関係にあるものが選ばれる。外来者に対しては、この相互性が即時的な対価要求となって現われる。

次に、一つの家屋に住むクラミンの構成を見てみたい。

Ⅲ 家 と ク ラ ミ ン

一つの家を一つのクラミンで占めているのは全体の家屋数から見れば、73.7%である (Table 1)。クラミンの数の割合でいえば、53.8%のクラミンが1軒の家に住んでおり、73.1%のクラミンがとにかく1軒の家を所有していることになる。従って家のないクラミンは、全体の26.9%である。

Table 1 Houses by hamlet and by house-constituent

Name of hamlet	Number of <i>kelamins</i> in a house				Total	Total <i>kelamins</i>	Population
	1	2	3	4			
Jorak	16	5	1	1	23	33	128
Tanjong Tuan	11	1	0	0	12	13	63
Punan	5	2	1	0	8	12	51
Peta	10	2	2	0	14	20	85
Total	42	10	4	1	57	78	78

12) 過去においては、1年というのは焼畑の収穫あるいは妊娠などによって、ある生活周期として捉えられていたのであろう。現在でも絶対的時間に対する観念は極めて薄く、子供の年齢、結婚生活の期間、部落に住んでいる期間などはたいていのは極めてあいまいである。

13) 上掲拙稿, p. 852参照。

部落別に見ると、Tanjong Tuan (タンジョン・トゥアン) がとび抜けて 1 クラミン 1 家屋の割合が多い。この部落は Jorak (ジョラック) 部落の枝村的な存在であるが、従来材木伐り出しの仕事をしてきたものが多くて、筏家屋に住んでいた。それが最近陸に家建てるようになり、すべての夫婦家族が 1 戸ずつ家建てたわけである。その上この部落はあまり人を引きつけるものを持っていないので、他部落からの来住者が少ないことも、1 クラミン 1 家屋の形態のままに留まっている理由でもある。¹⁴⁾

Tanjong Tuan で 2 クラミンが 1 軒の家に住んでいるというのは 1 例だけである。これは妻の娘の婿の家に一時仮り住んでいる例で最近移ってきた。図 1 に示したように、先夫との間の娘の所に、現夫とその子供ともどもこころがりこんだわけである。もちろん、この夫婦(年齢は 45 才と 43 才)が老齢のために娘婿に養われているというのではなく、家建てるべきだが、出産などのために仮寓を余儀なくされている状態である。

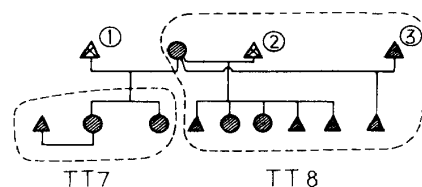


図 1

次に、1 クラミン 1 家屋の割合の最も少ない Punan (プナン) を見てみよう。この部落の多くの者は、すぐ上流にある材木伐り出し場で作業に雇われている。そこには労働者用の飯場があって、労働者だけがそこに寝泊りして、一定の期間(例えば 1 カ月間)働く。その間、女子供は部落に留まる。このような労働であるのも一因して、一時妻子を他家にあずけておくような形式のものが見られる(PN 1 と PN 2 とのクラミン)。¹⁵⁾ PN 10 と PN 9 とは、娘の婿と一緒に住んでいる例であるが、このクラミンは最近この部落に移って来たところで、耕す土地も正式に分配されていない。3 クラミンが 1 家屋に住んでいる PN 5-PN 6-PN 7 (図 2 参照)の関係では、PN 5 の息子がこの家建てたのであるが、彼は調査時には弟と一緒に材木伐り出し作業中で家には不在であった。PN 5 と PN 7 とのクラミンは一つの寝室で寝泊りしているが、PN 6 のクラミンは広間の片隅に床をとり、単なる一時の訪問者の待遇しか与えられていない。

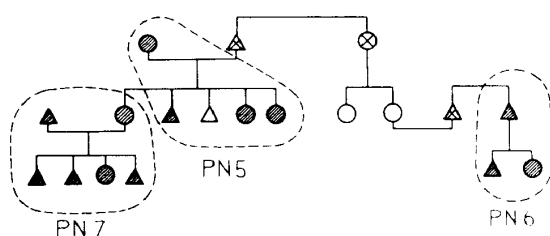


図 2

- 14) 人を引きつけない理由の一つは、この部落のリーダーシップにある。パティン(部落長)の Pa'Wahab は優柔不断型で、隣部落のパティン Pa'Mangkok のように雄弁、有能でなく、どちらかというと、成り行きに任せようとするタイプである。事実 Pa'Mangkok はこの部落を自分の部落の下位部落のようにして扱い、Tanjong Tuan 部落の領域をもあわせた土地の責任者が自分であると考え、またそのように振舞っている。外来者が何のことわりもなく Tanah Abang の近くの材木伐採に従事しだすと、本来 T. T. 部落に近いのであるが、その交渉は自分の任務のようにして交渉にあたる。このように、とすれば部落内のことまで、Jorak 部落の干渉を受け、T. T. 部落の住民から見れば、Jorak に圧迫されているように感じるわけである。
- 15) 最初のアلفベットは部落名 (JR: Jorak, TT: Tanjong Tuan, PN: Punan, PT: Peta), 数字はクラミンの番号を示す。

この家は非常に大きく 建てられているので現在は 不便がないが、PN 5 の息子が結婚してここに住むようになれば、当然 PN 7 はどこか他の所に 住みかを見つねねばならないであろう。Punan は人口も戸数も少ないが、1/3 のクラミンが寄寓しており、かなり大きな家が目立つ。

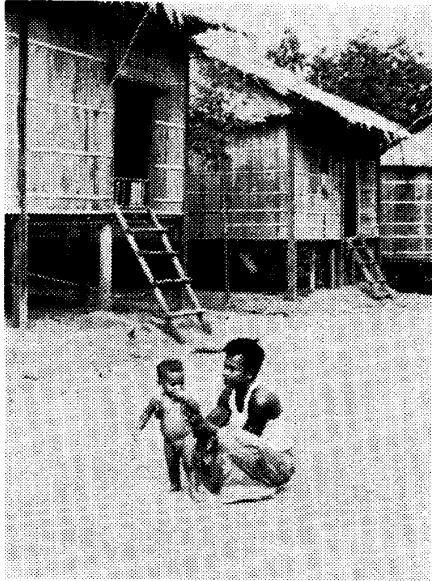


写真9 Peta 部落の整然とした家の一部。

Peta (プタ) 部落は、一番奥地にあって伝統の生活により執着し、もっとも落ち着いた雰囲気部落である。家屋の材料、形式、大きさとも画一的で、家の並びも整然としている。最初にこの Peta の土地に移ってから5年目で、これらの家はほとんどその最初の時期に建てられたものである。この部落で2クラミンが1軒に住んでいるのは2例である。1軒は、義理の両親 (PT 6) の所へ婿のクラミン (PT 7) が住んでいる例である。PT 7 には子供が3人でき (内1人は死亡) 婚姻生活も5~6年以上は続けられているようであるが、夫はエンダウ川の支流の Anak Endau 川の出身で、エンダウ川流域では、Tanjong Tuan の弟のクラミンだけが身寄りである。他の1軒の寄寓者は子供のない若夫婦 (PT 1 の) で、夫は家の持ち主 (PT 13) のイトコである。一定の寄寓す

る家を定めておらず、調査時は籐伐採のため夫婦で上流の作業小屋で寝泊りしていた。3クラミンが1軒の家に住んでいる例も2例を数える。PT 14-15-16 の場合は、娘婿2人が一緒に住まっている例である。PT 16 は結婚して2~3カ月で、夫のほうは出身部落の Punan での仕事もあって、両部落を行き来している。PT 15 には3才と1才になる子供がいるが、結婚以来義父の家にいる。これは義父が老齢なためか。残る1例は特殊ケースで、三つの欠損クラミン (PT 3-4-5) が、Balai (バライ、集会所)¹⁶⁾ に住んでいる例である。いずれも妻をなくした独身者か、子供づれの鰥夫である。かまどがないので自分達で料理をすることはなく、近親者の家で食事をする。寝泊りだけをこの集会所です。理由は他の家に寄寓す

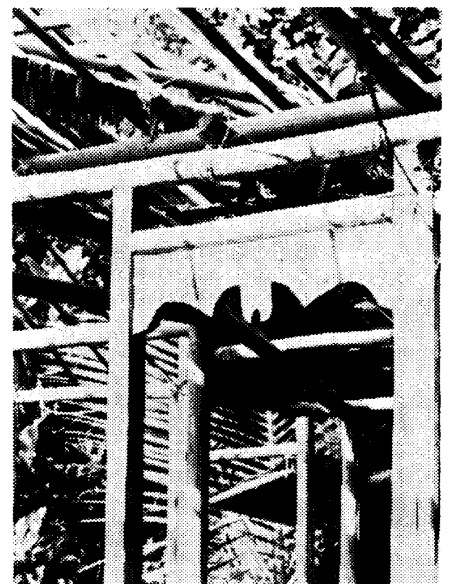


写真10 戸口の上にある魔除けのための装飾 (Peta)。

16) この建物は Peta だけにある。60m² くらいの大きさがあり、二方の壁は一面窓となって吹きさらしである。床は竹を割ったものを並べ、戸口は1カ所である。集まって相談をしたり、祭事のときに使う目的であるので、台所 (かまど) がない。他の部落では、パティンの家がこのバライの役割を兼ねている。

るより気楽で良いというわけであろうが、こんな例はこの部落だけである。

最後に Jorak 部落は、エンダウ川流域で最も大きい部落の一つであるが、その30%の家ではクラミンが同居していて、同じく約30%のクラミンが家を持たないことになる。まず4クラミンが一つの家に同居している例を見てみよう。家を建てた(持ち主)のは、バティン(部落長)の娘(養女)の夫であるが、彼はこの2年ずっと奥地の Selai に働きに行っていて不在で、最近彼の妻子が妊娠のために帰ってきている。調査時はこの JR 22 の妻子の外に、産婆役を果たすための(子供のない)夫婦(JR 25)と、単身寡婦(JR 23)と、子供づれの鰥夫との3組のクラミンが寄寓している。JR 25 の夫は、JR 22 の妻とは類別的なオジの関係にあり、JR 23 は JR 22 の夫の父方のオバであり、JR 24 は JR 22 の妻の祖父の代にあたる親族である。このうち、鰥夫は耕作地の近くに自分の家を建てつつある。いずれも、この家にしか住まわれないというのではなく、たまたま家屋が大きいのと、気楽なもので、ここに寝泊りしているだけで、寄寓期間も半年にならないものばかりである。

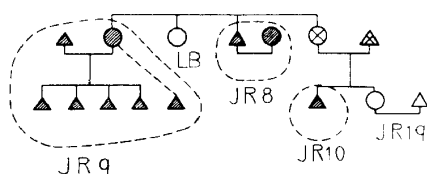


図 3

3クラミンが1軒の家に住んでいるのも1例を数える。

この家は筏家屋(写真6)であるが、普通のより大きくできている。所有者のJR 8(図3)は、子供がなく、夫の妹の家族が同居しているほかに、夫のオイ(独身未婚)も一緒に住み、それぞれ区画された寝場所を有している。JR 9

は調査後陸に建てた自分の家に住むようになり¹⁷⁾、JR 10 もそこに移った。2クラミンが1軒に住んでいるのは5例もあるが、うち2例は新婚の夫婦が(妻の)父親または兄の家に住んでいる例で、2例は、新婚ではないが妻の両親の家にずっと留まっている。残りの1例は、子供のない夫婦が夫の(死んだ)姉の夫(すでに再婚している)の所に寄寓している例であるが、この夫婦もほうほうを転々と移っており、この家に移ってきたのも2~3カ月前である。

全体として寄寓関係をみると、ほとんどが最も近い核親族の所に厄介になっている。例外としての Peta における鰥夫達の集会所での寝泊りを除くと、19組の寄寓関係が見られる。寄寓する者が、どのような関係の者の所へ行くかということに焦点をあわせると、妻の兄弟(ipar の関係)の所に寄寓する者3例、妻の両親(夫の mentuha)の所6例(この内4例は新婚でないにもかかわらず同居している)、妻の姉妹の夫(biras の関係)の所1例、娘の夫(menantu の関係)の所2例、夫の姉妹の夫(ipar の関係)の所1例、オイが母方のオジ(MoBr)の所へ、父方のオジがオイ(BrSo)の所へ、夫の父方のイトコ(FaSiSo)の所へ寄寓している者がそれぞれ1例、類別的なオジがメイの所へ寄寓したのが2例、類別的な biras 関係が1例である。

17) 家を建てたのは、新しい学校の建物のすぐそばで、小さい子供の教育のために移り住んだのだという。

妻の血縁あるいは妻に近い親族の所に寄寓しているクラミンは14例、夫の血族の所に厄介になっているもの5例である。これを縦の関係と横の関係とに分けてみると、異世代親の者の所に寄寓するのは12例、残り7例は同世代親の所に寄寓する。同世代親の場合、若干の類別的關係を除くと、ほとんどは夫婦の一方の‘ipar’あるいは‘biras’であり、異世代親の場合は‘mentuha’, ‘menantu’の所に寄寓しているとも言える。

この傾向を説明するものとして、第3節において述べたように結婚の初期は両親の家に（労働力として）留まることを期待され、ただちに neolocal になることはないことがあげられる。ただし、1年妻方の家で次の1年を夫方の家とと言われるが、上述のサンプルからは、一方的に妻方居住で、夫の両親と共住している例は見られないし、また妻方居住期間も厳密に1年というわけではない。一般に、最初の妻方の家での生活のほうが重視され、夫の都合で他の部落に住むことを余儀なくされる時でも、形式的にせよ妻方に住まねばならぬことはすでに触れた。しかし、彼らの意識としては、厳密に「妻方」「夫方」を区別するわけではなく、便宜に従って自由に変更できるものとする。さらに、娘の婿に対して老後の扶養をはじめとして、種々の援助が、親から期待されることがある。¹⁸⁾ 一般に血族に対するよりも姻族に対する義務が強調され、姻族関係が重要視されるのである。

いずれにしても、家の所有者と寄寓者とは厳密に区別されて、所有者が家を建てる時に手伝ったのでない限り、長期間にわたって寄留するということは好ましくない。これはまた、彼らの個人主義的な傾向を示すもので、同居すると何かと家族経済が入りまじって、「損」をするように感じるのかもしれない。どのクラミンも原則として自分の家を持つことを期待され、怠け者か不能者か横着者でない限り、その期待に応えて、他人からの叱責を回避する。配偶者を失い50も半ばを過ぎた年齢で、子供もたくさん独立して同じ部落に住んでいるにもかかわらず、自分自身の家を建てて、そこに独りで住むという例も出てくる（JR24, JR17）。

なお、1軒の家に住む人数は Table 2 でみれば、平均5.74人（最頻値は4人と7人）である。1クラミン1戸では、1戸平均約4.6人、1戸2クラミンでは約7.3人、1戸3クラミンで

Table 2 Number of houses by dwelling type and by number of residents

Dwelling type	Number of residents													Total	average number of residents per house
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
1 <i>kelamin</i>	4	5	4	7	7	6	6	1	2					42	4.6
2 <i>kelamins</i>				1			2	2	1	3		1		19	7.3
3 <i>kelamins</i>										2		1	1	4	11.3
4 <i>kelamins</i>									1						9
Total	4	5	4	8	7	6	8	3	4	5		2	1	57	5.7

18) 上掲拙稿, p. 845.

は約11.3人となる。1軒の家の収容人員の限度は家の大きさによってずいぶん異なるが、だいたい大きな家にたくさんの者が寄寓し、小さな家には寄寓することがないようである。

IV クラミンの構成

前節においてクラミンという語をそのまま使用したが、クラミンが必ずしも夫婦家族とは限らず、多少の成員の出入りが見られる。(Tables 3～5 参照)

クラミンの成員構成を分類すると、(1)单身生活者、(2)欠損核家族、(3)夫婦、(4)核家族、(5)包摂家族¹⁹⁾に分けられる。单身生活者とは1人で独立の生計を営むものであり、欠損核家族は、夫または妻の片方がなくて、未婚の子女と生活している。夫婦家族は、子供のない夫婦、あるいは子供があっても共同の生活を営んでいないものである。核家族は、夫婦と配偶者・子供の

Table 3 Number of *kelamins* by *se-kelamin* type and by *se-kelamin* membership

<i>Se-kelamin</i> type	Number of persons in <i>se-kelamin</i>									Total
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
Single person	7									7(8.9%)
Denuded nuclear family		2	1	2	1		1			7(8.9)
Married couple		13								13(16.7)
Nuclear family			6	12	7	9	5		1	40(51.3)
Nuclear family+kin			1	2		2	4	1	1	11(14.2)
Total	7	15	8	16	8	11	10	1	2	78(100.0)
Number of persons	7	30	24	64	40	66	70	8	18	327

Note: Average members of *se-kelamin*: 4.2 persons

Average members of a nuclear family: 5.1 persons

Average members of a "nuclear family+kin": 6.2 persons

Average members of a denuded nuclear family: 3.9 persons

Table 4 Number of *kelamins* by *se-kelamin* type and by hamlet

Type	Hamlet				Total
	Jorak	Tanjong Tuan	Punan	Peta	
Single person	4			3	7
Denuded nuclear family	1	2	2	2	7
Married couple	7	1	2	3	13
Nuclear family	16	9	6	9	40
Nuclear family+kin	5	1	2	3	11
Total	33	13	12	20	78

19) 拡大家族といわれるものであるが、本稿ではとくに包摂家族という語を採用する。オラン・フルの社会において、このカテゴリーに含まれる家族の成員は、「拡大」という意味を持つニュアンスよりも、核家族以上のメンバーを包含した家族というニュアンスが強いからである。

Table 5 Number of lodging *kelamins* by *se-kelamin* type

Type	Lodging <i>kelamins</i>	Total number of <i>kelamins</i>
Single person	3(42.9%)	7(100.0)
Denuded nuclear family	4(57.1)	7(100.0)
Married couple	6(46.2)	13(100.0)
Nuclear family	8(20.0)	40(100.0)
Nuclear family + kin	1(9.1)	11(100.0)
Total	21(26.9)	78(100.0)

ない子女だけに限定された家族である。包摂家族は、核家族の成員以外の親族を含んでいる家族である。Table 3 にみると、14.2%の包摂家族以外は、核家族あるいはそれ以下の小家族であることが注目される。1クラミンの平均人員は4.2人であるが、核家族にあたるものだけの平均は5.1人で、夫婦に子供が3人平均いることになる。そして包摂家族のタイプの場合は、平均6.2人であるから、平均値としては核家族に他のメンバーが1人加わった構成を想像し得る。欠損核家族にあたるものも、1人の親と子供3人が平均のようである。ただし、最頻値から言えば、この平均のタイプと必ずしも一致せず、かなりちらばりがあることを示す。

部落別に見ると (Table 4), だいたい半数のクラミンが核家族であるが, Tanjong Tuan のみは約7割近くが核家族である。ところが1クラミン当りの平均構成員を計算すると, Jorak が3.8人, Tanjong Tuan が4.8人, Punan が4.3人, Peta が4.2人となって, 核家族の一番多い部落の平均構成員が最も多いことになる。平均値に特に影響しているのは単身生活者と夫婦との数で, Tanjong Tuan ではこれらの数が極めて少ない。

まず包摂家族の構成から吟味してみよう。包摂する親族の世代によって, われわれは次の7タイプを知りうる。

- (1) 核家族(夫婦家族を含めて)に夫婦の尊属親が含まれた型。
- (2) 核家族に同世代親が含まれた型。
- (3) 核家族に(実の子供を除いた)卑属親が含まれた型。
- (4) 核家族に尊属親と同世代親とが含まれた型。
- (5) 核家族に卑属親と同世代親とが含まれた型。
- (6) 核家族に尊属親と卑属親とが含まれた型。
- (7) 核家族に尊属親・同世代親・卑属親が含まれた型。

さらにこの分類を, 直系親と傍系親との区別を設けることによって, 包摂される親族のカテゴリーがいっそう明確になるわけであるが, われわれのサンプルとし得る数がわずか11例であるので, いちおう上記の分類に従って, 一つ一つ検討していきたい。

まず(1), (5)および(7)に相当するクラミンの例はわれわれのサンプルの中にはない。

同世代親が包括された型(2)は、4例見られる。うち3例の包摂された親族は、「気違い」の категорияに（村人から）見られるもので、独立生活が営めないで ipar あるいはイトコが面倒を見ている（JR 2 は WiSi, JR 27 は WiCo, PT 11 は HuCo）。²⁰⁾ 他の1例は妻の妹と一緒に住んでいる（TT7）。夫婦には子供がなく、その妹は一人前に近い労働力を持つので、一時的に（彼女の婚姻まで）クラミンの中に入れられていると考えられる。妻の父親は健在であるが、5人の未婚の子供づれの寡婦と結婚したので、父親のクラミンを避けて姉のクラミンに入ったわけである。この4例のいずれにしても、本人の意志次第で所属クラミンを変更することができ、かつ他の者もそれを暗黙のうちに認めている。気違いはどこに行こうと何をしようと仕方がないと、一般の者のほうがあきらめているし、労働力のあるものは、どこでも歓迎されるからである。

卑属親を含む型(3)に属するのは、やはり4例（JR1, JR7, JR9, PN1）みられる。4例とも妻の anak buah（オイ・メイにあたる）で、JR 7 と PN 1 とでは WiBrDa, WiSiDa が各々属しており、JR1 では WiFaBrDaSo が含まれている。JR 9 の場合は、直接の系譜関係は明確にたどり得ないが、妻の anak buah にあたるという（この場合、彼はパハン州の Nenasi から2年ほど前にこの部落にきて、核親族にあたるものがここにいない）。この4人とも婚姻可能な時期にある未婚者（dara）であって、その労働力は中心となる夫婦にとってはありがたいわけである。一見被扶養家族員のようなものであるが、いつでも自分で独立し得る力を持ち、それ故に生まれた核家族を離れ得たと言える。JR1 の被扶養者の核家族は、下流の Denai 部落にあるが、実母が中国人と結婚しているので、もとの核家族と生活するのを嫌っている。JR 7 の被扶養者は、si-cherai（離婚者）で、もとの核家族は上流の Tanjong Tuan に住むが、父親はすでに新しい妻を娶っている。PN 1 の被扶養者の母親（父は死亡）ときょうだいとはすぐ近くに住んでいるが、母親は姉夫婦に養われている。婚姻適齢期なのでオバ（バティンの妻）の所に厄介になっているわけである。4例とも、生まれた核家族がないか、崩壊してしまっている例である。

尊属親と同世代親とを同時に含んだ型(4)は、2例（PT 4, PT 13）ある。両者は異なった構成の仕方を示す。PN 4 は妻の母親と妻の弟妹とを引きとって扶養するタイプで、このために最近大きな家を新築したところである。妻が長女で、他の弟妹が幼少なので、当分の間は（義理の母親が再婚するか、あるいは弟妹が独立するまで）仕方がないことである。これに対し、PT 13 は母親と弟とイトコ（Mo Br So）とを含み、3人の男は同時に共同作業者でもある。イトコの親は亡く、きょうだいが Peta と Tanjong Tuan とに住んでいる。母親もある程度自分の生活費を稼ぐし、弟・イトコも dara であるので、経済的には皆独立可能なものが血縁紐帯

20) 3人とも過去には正常な生活を営んでいる。うち、2人は成人した子供がある。JR 2 の気違いの子供は、すぐ近くに父親と新しい母親と一緒に住んでいる。PT 11 の子供は、エンダウから離れて Bekok に行った。JR 27 は妊娠中の妻をワニに食い殺されてから気が狂ったといわれ、子孫はない。

によって一緒に生活しているとも言える。PT 4 も PT 13 も、中心となる核家族は夫婦と幼児 1 人の 3 人だけである。

尊属親と傍系卑属親とを含んだ型(6)は PT 2 の 1 例だけである。これは極めて特殊事例で、たまたま調査時に、本来の所有者である人が、気がおかしくなっていた状態であったので、その娘婿を対象としてインタビューを行なった結果生じたものである。従って本来の所有者から見れば、2 世代にわたる卑属親を含む型ともいえる。夫のほうは連れ子をして他部落から入婚して来た。妻のほうは初婚である。妻の父親の外に、妻の幼少のオイ (Wi Si So) を含んでいる。妻のオイの母 (即ち Wi Si) は死亡しているが、その父 (Wi Si Hu) はこの部落の (政府の) 菓置場の管理をしながらそこで寝泊りしている。

以上包摂家族の構成を見て分かるように、中心となる核家族に付属するのは、大部分 1 人の (核) 親族で (11 例中 8 例)、複数の 扶養家族員を 包摂するのは特殊な例といえる。(2 人, 3 人, 5 人の扶養家族員を含むのが 1 例ずつある。)そして、包摂されるメンバーは、経済的に独立しうる可能性をもつものが多いこと、ならびに本来の生まれた核家族がなくなってしまう者が被扶養者となっていることも注目すべきである。Table 5 より明らかなように、包摂家族は独立の住居を持っているのが普通で、1 例ある寄寓の例も、調査後自分の家を新築してそこに移り住んでいる。

親族組織の中での細分化の始まりは婚姻によって生じる。婚姻は個人の親族関係の枠を広げると同時に、当事者 2 人を親族組織のなかの 1 単位として独立させる働きをこの社会では有していることは、前述したような家族に対する語を見てもわかる。子供があるなしにかかわらず中心的な家族的核となるのは、核家族ではなくむしろ夫婦であるような印象さえ抱かしめる。

Table 6 Independent married couples

Se-kelamin number	Age		Duration of marriage (years)	Type of residence
	M	F		
JR 4	18	16	5/12	lodging, uxorilocal
JR 8	28	26	6	independent (in the husband's hamlet)
JR 19	27	22	8	lodging, virilocal
JR 20	27	23	9	independent (in Wi's)
JR 21	18	16	7/12	lodging, uxorilocal
JR 25	35	42	4	lodging, uxorilocal
JR 30	19	17	2	independent (in Hu's)
TT 10	30	28	5	independent (in Hu's)
PN 8	49	45	?	independent (in Wi's)
PN 11	22	17	2	independent (in Wi's)
PT 16	25	18	6/12	lodging, uxorilocal
PT 19	28	20	?	lodging, virilocal
PT 20	23	21	5/12	neolocal

独立の夫婦世帯は13例を数える (Table 6)。新婚の夫婦は4例で、他は少なくとも1年以上の結婚生活を送っている。初婚同志の夫婦は9例である。新婚夫婦は、PT 20を除いて、妻方の両親、きょうだいの家に同居している。PT 20は部落内婚で、すでに独立して自分達の家に住んでいる。残りの新婚でない9例中、6例までは独立の家を有している。夫の核親族の近くに家をもつものと、妻の核親族の近くに家を建てたものとが半々である。他の3例は寄寓クラミンで、妻の近親の家に住むのが1例、夫に近い親族の家に仮居するのが2例である。居住場所の問題は重要であるが、過去において部落の移動が多かったのと、いったん生まれた核家族の住む部落から出たり、あるいは生まれた核家族が消滅したりすると、単に妻方居住、夫方居住というように割り切れないところが生じてくることは当然である。

核家族にあたるクラミンはこの社会でも、半数以上の事例(40ケース)をしめ、正常な規範的家族と認められている。しかし、一概に形の上から核家族と言われても、その内容は複雑なことが多い。この核家族型を子供の中に連れ子が含まれているか否かによって分類すると、40例中30例は、現在の夫と妻との間の子供だけであり、残りの10例において、継子を含む。前者のうち、23例は、初婚(夫婦とも初婚は16例)かあるいは再婚の場合でも前の配偶者との間に子供ができなかったケースである。(現在の夫婦の間の)子供が既に独立して他のクラミンを営んでいるものは2例である。30例中の他の5例は、妻が再婚以上で、どちらかの配偶者に前の結婚でできた子供があるが、子供は独立して現在は夫婦中心の核家族である。内3例は妻側に子があるが独立し、2例は夫側に子があるが独立している。現在の夫婦の子がすでに独立した例(3例)もこの中に含まれている。

核家族40例のうち10例は、継子をその核家族の中に含むものである。夫が連れ子をしているのは2例にすぎず、いずれも妻が若く、夫が発言力の大きい壮年期にある。妻の連れ子は8例を数える。そのうち3例は夫が初婚であり、2例は夫が再婚しているが前に子供がない例であり、3例は夫の前配偶者による子供がすべて独立してしまっている。圧倒的に妻の連れ子が多いように見えるが、夫のほうに連れていく子供がないことも見落としてはならない。上記にて触れたように、核家族と一括されるものでも、初婚同志の核家族は、わずかに16例で、他の24例は再婚型の核家族である。その際、再婚に子供の有無の要素があまり重視されないことは、1/4が連れ子をしていることにもうかがわれる。

欠損核家族は、核家族の夫婦の片一方が死別・離別によって失われた父子家族あるいは母子家族を言う。7例を数えるが、その内5例は父子家族である。1例(TT 11)だけは自分の家を持っているが他は寄寓している。(なお、TT 11は調査終了直後再婚している。子供は4人。)父と子1人のタイプはJR 24とRT 3とで、子供がすでに14~6才になっているので、父子とも各々勝手に好きな所へ泊まることが多い。PN 6は女の子2人、PT 4は男女の子6人を抱え、それぞれ48才、53才くらいである。

母子家族の2例の場合には、息子がいずれも20才前後で、母親を養っているケースである。2例とも自分の家に住んでいる。TT 3 の母はすでに60才くらいであるが、息子はすでに1回離婚している。養子2人を母親が育てている。PN 5 は息子と2人の娘がいる。この母親もかなり老齢で、子供達は皆 *dara* である。欠損核家族の平均人員は約4人である。

单身生活者は7人を数える。女4人に、男3人である。3人の女は自分の家あるいは小屋を建てたりして自分だけで生活している。死別した寡婦が夫の家に住み、他の類別した寡婦達は、自分で建てた小屋か、空いている家に1人で住んでいる。男やもめは、薬置場の管理人を除いて、寄寓生活をしている。年齢から見ると、寡婦は老齢であるが、男の場合は3人ともまだ若く、2人は離別・死別、1人は未婚である。单身生活者のカテゴリーとしては、独居している者のみを含ませるべきであるかもしれないが、居住のみによっても区別は難しく、過渡的な单身者が含まれていることに注意したい。たとえば離婚直後とか、出稼ぎ・病院などから帰ってきたとか、臨時に政府の仕事をしているとかである。自給自活自炊の本来の单身生活を送っているのは、PT 12, JR 5, JR 17 で、これに寄寓的单身生活者の JR 23 を加えた4例以外は、このような過渡的单身生活者といえる。(両者の区別は性別には基づいていないが、結果としては性別になっている。)

包摂家族の中に含まれる親族でも、もし住居を別にしさえすれば单身生活者になるものが含まれていることは言うまでもない(潜在的单身生活者)。欠損核家族が分離して单身生活者になることも考えられる。ちなみに、15才以上の成人男女で、結婚の経験がないものを表にしてみると Table 7 のようになる。欠損核家族の当事者と、既婚单身生活者とをあわせれば13例

Table 7 Number of persons without spouse by age group, by sex, and by marital status

Age group	Male			Female		
	Total population	Unmarried	Widower & divorce	Total population	Unmarried	Widow & divorcée
(under 15)	(74)			(88)		
15 - 19	13	10		15	4	1
20 - 24	12	3	1	18		
25 - 29	13		2	9		
30 - 34	9			4		
35 - 39	13			8		
40 - 44	11		2	12		3
45 - 49	8		1	5		1
50 - 54	3		3	3		3
55 - 59	0			2		1
60 - 64	3			2		2
65 - 69	2		1	0		
Total	87	13	10	78	4	11

になるから、離婚者21人中、8人は包摂家族（あるいは欠損核家族）の中に含まれてしまっていることになる。また同表から、14～19才の50%は既婚であり、20～24才ではわずか10%のものが未婚にすぎず、女性では20才以上、男性では25才以上で結婚生活の経験がないものは皆無である。家族構成の重要なポイントとなる初婚年齢は、彼らに年代記憶の習慣がないので不明であるが、かなりの早婚であることは確かである。

V クラミンの形成

家族成員の形成の仕方は、婚姻、出生、養子あるいは引き取り、寄留などによる。この形成過程は（出生を除いて）、いちおう親族組織という枠組のなかで進行していくことが多いが、それでもそこには相互性に基づいた経済的配慮がなされている。部落の人は、血縁関係を行動の説明原理としているが、実際には *droit* と *obligation* とを勘考した *reciprocité* に基づいて集団形成がなされている。「親族組織」はここでは、住民の意識のなかの虚構であって、虚構を作らせる動機はその外に求めねばならない。

婚姻は家族を形成する第一義的な要素で、前節までにも必要に応じて簡単に触れてきたが、若干の点を補っておく。たとえ外来者であっても、結婚して部落に居住することによって部落における権利を獲得できる。Jorak 部落には2人の中国人が現地のものと結婚して、部落員として認められている。Peta, Punan, Tanjong Tuan には中国人の血が混じっているものはいるが、中国人は住んでいない。Jorak より下流にはさらに2人の中国人が現地の妻を娶って部落で生活している。いずれも老齢であり、いわば中国人の *out-caste* のような感じが強く、言語的な障害のために積極的な活動をすることもなく、彼らに関しては完全にオラン・フルに同化されたとは言いがたい。1948年くらいからの共産主義者のテロの時期には、中国人がジャングルに逃げこむのも珍しくなく、彼らとオラン・フルとの間の混血もあるが、それらの中国人は定着していない。逆に、富裕な中国人の木材・鉱山業者が、妾（あるいは第2妻、第3妻）として、オラン・フルの女を連れだすケースもある。

中国人とは違って、マレー人の場合はマレー人がオラン・フルの部落に入って定着するということはまずなく、オラン・フル側の女性の婚出という形をとる。これは中国人が根なし草のように定着する所を求めてくるのが多いのに対し、マレー人は自分のコミュニティを厳然ともっているからでもある。Denai 部落にはオラン・フルの血が半分混じっているマレー人家族が住んでいる珍しい例があるが、彼らはオラン・フルの側からも完全に部落の一員としては認められておらず、外来者として扱われている。さらにエンダウの町の近くに、オラン・フルでマレー人に婚した老婆が、子供・孫と一緒に住んでいるが、夫はすでに亡くなっている。彼らは地理的にも経済的・心理的にもマレー人コミュニティの中に含まれている。

婚姻・離婚の詳細については次稿で取り上げたいが、これらの手続きは簡単であるので、離

婚はかなり多く、結婚を経験した者に対して離婚経験者は26.5%に及ぶ。ただし、離婚して長くそのままになっているというのは少なく、すぐに再婚していく。Table 7 において、とくに40才未満の女性に配偶者がいないことがないのは、外来的な原因（たとえば、共産党員蜂起のときに女性人口が中国人社会に吸収されて、この世代に女性不足があるとか、若い世代では中国人・マレー人社会に婚出して行きやすいという推定——William Newel 教授の示唆）というよりは、未だ繁殖期にある女性（Table 8 参照）をそのまま放っておかないという、内在的なメカニズムと見るほうが、このようにサンプル数が少ない場合には、より自然な解釈であろう。

オラン・フルの間では外婚制も内婚制もない。部落の限定された人口から適当な配偶者を部落内で得ることはしばしば困難であるが、必ず他の部落から配偶者を選ばねばならないという必要も認められない。通婚の範囲はエンダウ川流域にとどまらず、Kahang, Selai, Bekok などの西南地方, Anak Endau, Nenasi, Rompin などの北部のオラン・フルとの通婚も行なわれる。再婚に伴う継子の問題は上記でも触れたが、実子と継子とが葛藤する場合には、子供のほうが他出していく。物心がつき幼少労働力として認められる8才くらいになると、他出も自由になるので、深刻な問題とはならないわけである。そのような他出のケースは、しかしながら、母親が中国人と再婚して、子供をもうけた場合に多い。オラン・フルの間での、とくに幼少の、継子は、実子とかわりなくそのまま核家族のなかに包含されているようである。Pak anak というのは異母同父のきょうだい、emak anak というのは同母異父のきょうだいを示称するこ

Table 8 Number of mothers by number of birth and by age

Number of birth	Age				Total
	- 19	20 - 29	30 - 39	40 -	
0	6	5		3	14
1	3	3		2	8
2		3	2	1	6
3	1	10	1	2	14
4		3	1	2	6
5		3	6	3	12
6		1	3	4	8
7			1	1	2
8					0
9				5	5
10			1	3	4
11				2	2
Total	10	28	15	28	81
Number of birth	6	72	76	161	315

とばである。継父は pak tiri, 継母は emak tiri と示称されるが、呼称は pak, emak と実父母と同じである。

出生による家族員の増加は、家族構成上絶対的プラスの面にだけ働く点で婚姻、養子などと区別される。出生の人為的抑制は普通の婚姻ではいかに多くの子供が生まれても行なわれない。²¹⁾ Table 8 と 9 とは、全既婚婦人に対して、何人子供を生み、その内何人死んだかという間の集計である。出生数は、死産も入っているので、むしろ妊娠回数に近い。死亡数は必ずしも幼児死亡数ではなくて、成人してからの死亡も入っている。後者の数は、しかし、わずかである。出生した子供の数は315人を数え、死亡数は105人であるので、1人あたり平均3.89人（最頻値3人）生んで、その内3人に1人の子供を死なせている割合になる。母親の現在の年齢別にみると、20才未満では平均0.6人（最頻値0）の子供を生んで、子供の死亡は16.7%である。いずれも他の年齢よりはずっと低い率である。20才以上30才未満の婦人は平均2.57人（最頻値3）の子供を生み、その死亡率は30.6%で依然として全体の平均値よりは低い。30才以上40才未満になると平均5.06人（最頻値5）の子供を生んで死亡率は35.5%である。40才を越えると子供の数は若干増えて5.75人（最頻値9）となるが、死亡率は逆に34.2%といくぶん減少している。

1人の女性が11人の子供を生んだケースが2例もある反面、婚姻7回ないし8回にして、ただ1人の子供も生まなかった例が2例もある。不妊のケースは Table 8 から約17.3%ではあ

Table 9 Number of mothers by number of dead child and by age

Number of dead child	Age				Total
	- 19	20 - 29	30 - 39	40 -	
0	3	7	2	5	19
1	1	12	6	3	22
2		2	5	7	14
3		2		5	7
4			1	3	4
5				1	1
6				1	1
7			1		1
(No child)	6	5		3	14
Total	10	28	15	28	81
Number of child	1	22	27	55	105

21) 墮胎の方法は、2～3カ月までは物理的な手段でなされることは知られているが、乳幼児死亡率がかなり高いようなので、積極的に墮胎を行なうことはない。社会的に認められる父親がない場合には行なわれるという。墮胎・避妊の薬草があると言われるが、つまびらかにしない。

るが、20才未満の6ケース、30才未満の5ケースは将来の可能性が残されていると言えよう。40才以上の1ケースは夫婦とも初婚同志、後の2ケースは、各々4回、7回の婚歴を持つが子供のいないものである。男性の場合、30才以上で子供をもうけなかったのは、上記の初婚同志の夫婦の夫のみである。死亡の割合も高いようであるが、例えば上記の11人の子供を出産したケースなどは1人の死亡もなく全部無事成長している。しかし、乳幼児期に死亡するものも多く、筆者滞在の6カ月間中に、生後1週間ないし1カ月を経ない赤児が2人とも亡くなっている。

養子は引き取る側からは家族員の増加であり、他方にとっては減少である。「家」の相続、継承という意識もなく、養子制度というよりは相互扶助的な便宜に基づいた慣行とみるほうが正しいようである。オラン・フルでは、シンガポール・マレー人のように、養子の際に金銭によって解決するという事はない。養子は極めて簡単であって、養子に欲しいものが実の親に口頭で引き取って自分の子にすることを宣言して承諾を得れば良いだけである。一時預かっているとか、子供が好きでその家に寝泊りしているとかいうあいまいなケースを除けば、5例の養子の例が見られる。この内、動機から言えば、子供がないので養子を鰥夫からもらったのが1例、子供に身寄りがないので孤児養育という意味で引き取ったのが2例、労働力の補給の例が2例である。後者の場合（その他の例でも多かれ少なかれ）愛情を養子の表看板にはいるが、適当な年少労働力を（将来）確保するという面が強いことは否めない。²²⁾ 養子を出す家のほうは、子供がたくさんできすぎたとか、1人者で子供の世話を見きれないとかいう理由である。

養子一般は *anak angkat* ('child taken') と言われるが、これには名目上の養子も含まれている。上記の5例は名目上の養子ではなく、実際に子供を養って世話を見、家族の一員として完全に核家族の中に入れこまれた型である (*anak bela* 'child fostered' とも言う)。名目上の養子は、呪術的な治療によって重い病気が治った時など、治療者を養親として扱い、また治療者も患者を養子として認める慣行である。多くは当事者間だけの精神的な関係だけであるが、養親は養子から種々の援助、特別の配慮などを期待し得る。²³⁾ このほかに、完全な親子関係にまでは至らないが、一時的に養育を引き受ける他児養育慣行も見られる。これは実親が子供をやると言わないにもかかわらず、子供がずっと養親のほうに住みついている場合や、仕事など

22) 年少者 (*ngkénék*) の労働力は無視できない便利さをもっており、しかも無償であるので重宝される。パハン州側の *Denai* 部落のケースであるが、政府の役人がこの部落の子供達を他部落の学校の寮にやって教育を受けさせることを熱心に説いたが、住民の受け入れる所とはならなかった。教育の必要も痛切に感じ教育を渴望しているのは事実であるが、実際に労働力として重要な年少者を手放せないわけである。

23) 治療に対する呪術的な信念と同時に、経済的な返報という意図がこの名目上の養子慣行にはあるようである。

の都合で一時預けておく場合などで、物心ついてからの子供に多い。²⁴⁾

とにかく、いったん養子とされたら実子とまったく公平平等に取り扱われる。相続の際は、実子がある場合は実子が優先されるが、事実上財産というほどのものがないので相続はほとんど問題にならない。養父は *pak angkat*, 養母は *emak angkat* と示称される。子供が直接呼ぶ時は、*pak*, *emak* と呼ぶのが普通であるが、とくに名目上の養親の時は、*pak angkat*, *emak angkat* と呼ぶ。

寄留は、独立前の青年などが自分の意志で他家に厄介になっている例で、経済的に独立した生計をたて得る者が多い。精神障害者は正常な日常生活をすることは不可能であるが、何らかの簡単な労働はすることができるものとされているので、単純な労働や手伝いをしながら、ほうほうを寄留していくこともある。

お　わ　り　に

オラン・フルは家族構成に関しては、夫婦を中心として、未婚の従属的な子供を含めた構成を理想としており、かつ実際の家族構成を見てもこれから逸脱するのは、ほとんどが家族周期における過渡的なものであることが判明する。逸脱的なタイプはその基礎を *numpang* (寄寓) においている。*Numpang* ということによって自分の逸脱的な行為を相互交換性という規範の中で正当化し得るのである。寄寓する家を（長期的・短期的にかかわらず）選ぶ時、必ず相互性の勘定が計算されていて、自分が一時的に他人の家に厄介になることは、とりもなおさず自分の家にもその人が自由に来て良いことを示すものである。近い親類、ことにかつては、一つの「生まれた核家族」に生活していたものの間では、その相互性がより緊密に感じられ、長期的な相互性が期待されるので、より気楽に選択できることになる。実際の血縁関係は、このような小さなコミュニティでは無限にたどられ得るが、その中から特定の交際の相手を選び出すのは、このような相互性に基礎を置いた選択によるもので、単なる血縁のみによって、一元的に決定されるものではない。

このような相互性が夫婦を単位として考えられ、オラン・フルの家族構成が極めて夫婦独立的な原理に支配されていることと他の社会・経済組織との連関は別の機会に考察してみたい。

24) この社会では労働力として認められる時期が極めて早いので、8才くらいから14,5才までの年少者は、好めばどこにでも行って寝泊りできる。また生活が簡単であるので、このようなこともさし障りなく行なわれる。例えば、毛布あるいは布を持っていくだけで、寝泊りの準備はできたわけである。この慣行は、子供が部落の共有の子供として認められるからではなく、個人主義的な傾向が強い結果であろう。